

# 役員等報酬および費用弁償規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人暁福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

## (報 酬)

第2条 法人の役員等は、無報酬とする。

2 役員等には費用を弁償することができる。

## (費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 日当の額は、5000円とする。

3 費用弁償の額は、役員等の居住地から計算し、実費支給とする。1000円未満は1000円とする。

## (改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

## 附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。